



Lloyd's
Register

〒220-6010
横浜市西区みなとみらい 2-3-1
クイーンズタワー A 10F
電話:045-682-5252 FAX: 045-682-5253

W04450833 号-5

日本原燃株式会社 殿

2016年9月5日

ロイド・レジスター・グループ・リミテッド
インスペクションサービス 事業部長

吉村雅彦
Lloyd's Register Group Limited
Inspection Services, Japan R Lloyd's Register

2016年度 第1回定期監査 報告書

(その5) 再処理事業部の監査結果

1. 一般事項

依頼法人	日本原燃株式会社 〒039-3212 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駒字沖付4-108
監査名	2016年度 第1回定期監査
監査対象部門	(その5) 再処理事業部
監査場所	日本原燃株式会社 再処理事業所(六ヶ所村)
監査実施日	2016年8月2日～5日
担当監査員	(ロイド・レジスター・グループ・リミテッド)

2. 2016年度 第1回 定期監査の視点

2.1 背景、および、これまでの状況

ロイド・レジスター・ジャパン(今年度よりロイド・レジスター・グループ・リミテッド[以下、LRと記す]が監査業務を担当する)は、日本原燃(株)(以下、JNFLと記す)殿に対して、2004年度第1回定期監査以来、年2回の頻度で、定期監査を実施してきた。これまでの一連の監査では、「品質保証体制の改善策(小分類レベルで32項目)(以下、「改善策」と記す)」及び、2009年1月に再処理工場での「高レベル廃液の漏洩」事象を受けて策定された「安全基盤強化に向けたアクションプラン(※)(以下、「アクションプラン」と記す)」の実行状況とPDCA展開状況に焦点を当て続けると共に、各部門の日常的な品質保証活動が改善策の成果を反映して適切に実施されていることの確認に注力してきた。

※：品質保証室、濃縮事業部及び埋設事業部は、水平展開という位置づけでアクションプランに対応していた。

これまでの監査の過程で確認した監査項目として、「アクションプラン」の総括、改善策の成果を反映した日常活動、一般 QMS(品質マネジメントシステム)の対応状況、再処理事業部のしゅん工を見据え、組織の管理・運営をよりきめ細かく行えるよう「ミニ工場化」と呼ばれる組織の再編成に伴う活動、及びヒューマンエラーが関与したトラブルに対する改善活動等が代表的なものとして挙げられる。これらの活動内容を監査した結果、監査対象である個々の活動は風化・形骸化することなく定着していると共に、随所に自律的改善が展開されていることを確認してきた。

2.2 2016年度 第1回定期監査の対応方針

今回の監査は、前年度までの監査内容を踏襲し、JNFL 殿の各担当部署において、品質目標に設定された主要テーマの活動が改善策の理念を反映し、かつ、風化・形骸化せず実行されているか否かをプロセス監査により確認することを主要な視点とした。

加えて、2015年度の保安検査において、濃縮事業部の現場管理や再処理事業部の設備保全活動に関して多くの指摘等を受けたことから、本件に関する再処理事業部の保安活動に対する取組みも主要な監査対象の1項目として取上げた。

また、これまでの監査において、一般 QMS に係る活動と位置付けた「トラブル／不適合事象の再発防止対策の実施状況」や「内部監査の実施状況」は、引き続き監査対象とした。

2016年度 第1回定期監査の注力事項を表1に示す。

再処理事業部に対する監査に際しては、表1中の「監査実施項目」のうち、「監査対象項目」を監査した。

表1 2016年度 第1回定期監査の注力事項

	監査実施項目	監査対象
(1)	「改善策」を反映した日常業務(品質目標に取上げられた主な活動) ^{*注)} が風化・形骸化せず、実践・実行されている状況	○
(2)	再処理事業部の保安活動(現場の管理、取り組み等) ^{*注)} が継続的に改善されている状況	○
(3)	トップマネジメントによる品質保証の徹底(マネジメントレビュー)	○
(4)	トラブル／不適合事象の再発防止対策(是正処置および予防処置) ^{*注)} の取組み状況	○
(5)	内部監査の実施状況	○
(6)	前回までの監査結果(提言事項等) ^{*注)} のフォローアップ状況	○
(7)	その他(教育・訓練等) ^{*注)}	○

(注1) : (4)の監査項目については、「協力会社の活動」も対象とする。

*注) : 添付1「部門別監査結果」中の表題表記の際には、括弧内の記載は省略する。

3. 監査の態様

監査は、実地監査を基本とした。なお、実地監査の過程で3.1項に記載された状況になった際には文書監査を併用することとした。

3.1 文書監査

文書監査は、ある業務を実施するための方策・手順・判定基準等が適切に文書化されていることの確認が一般的である。但し、今回の監査では、詳細な内容把握が必要な規定類が実地監査の過程で提示された場合のみ、文書監査を行うこととした。

3.2 実地監査

実地監査は「決めたことが決めた通りに実行されている」ことを検証すると共に、「PDCA展開状況」の評価を行うものである。実地監査では、準備された状況を見るのでは意義が薄く、「実態を把握すること」が重要である。従って、実行の証を示すエビデンスの探索にある程度の時間を要したとしても、可能な限り抜き打ち性に注力した。

4. 監査の基準

客観的な判定・評価を行うために、監査基準を定めておくことが必要である。このたびの監査では、下記の文書を監査基準とした。なお、一部にLRの知見を活用した。

- ◆JNFL各部門の全社品質保証計画書運用要則、および下位の社内標準類
- ◆JEAC4111-2009（日本電気協会）[諸活動の底流として]

5. 監査結果の評定

監査は事務局で決めていただいた部署の単位で実施した。あらかじめ計画された監査時間に応じて、被監査部署によっては、監査対象テーマの一部が省略されている場合がある。なお、該当すれば、次の事項を提起することとした。

区分	定義
指摘事項	定めた要求事項が実践・実行されていない事項。不適合相当であり是正が必須。
観察事項	定めた要求事項がほぼ実践・実行されているが、その程度が必ずしも十分でないため、何らかの改善を期待する事項。
提言事項	定めた要求事項が実践・実行されている。その上で、今後のより優れた運用を期待して参考提言する事項。提言事項の採否は、被監査部門の任意でよい。
良好事例	さらなる自律的改善が図られており、他の部署にも参考となる事例。

6. 監査員

監査では客観性を重視して2名1組のチームで対応し、1名が司会進行役を務めた。

7. 監査結果

再処理事業部に対する注力事項は、上記 2.2 項 表 1 に示した通りであり、この度の被監査部署は 7 部署であった。

監査結果を添付 1に、今回の監査における提言事項を添付 2に、監査日程と出席者を添付 3に示す。

総合所見は、下記の通りである。監査にサンプリング方式を適用したので、ある特定の場面を観察したという一面もあるが、大綱的には実態を捉えていると見ていただきたい。

① 「指摘事項」、「観察事項」、「提言事項」

監査では、口頭説明ではなく活動状況を示すエビデンスの提示を求めた。時間の制約範囲において、2.2 項の表 1 の内容を可能な限り監査した結果、「指摘事項」、「観察事項」は観察されなかった。なお、8 件の「提言事項」を提起した。詳細については、添付 2 (提言事項) を参照されたい。

② 各注力事項に対する個別所見

(1) 「改善策」を反映した日常業務 (品質目標に取上げられた主な活動) が風化・形骸化せず、実践・実行されている状況

監査対象となつたいづれの部署においても、品質目標に取上げられた活動は計画に従い確実に実施されると共に、実施期間における活動評価も行われており、特に問題となる事象は観察されなかった。日々の活動は風化・形骸化せず、着実に実践・実行されていると判断する。

このような日常活動と位置付けられる業務の中でも、新規制基準に関連する活動が大きな割合を占めており、各部署が自らの分担業務を着実に実施している状況を様々な場面で観察してきた。

また、標準類の整備(スリム化)活動が推進されつつある。本活動は、標準類の記載内容の見直しにより真に必要な文書類の選別化および簡素化を図り、更なる標準類の遵守を図ろうとする有益な活動であると評価できる。継続的かつ着実に作業が展開されることを期待したい。

(2) 再処理事業部の保安活動 (現場の管理、取り組み等) が継続的に改善されている状況

保安活動については、現場作業の有無により部署毎で関与の程度に濃淡はあるが、法令・保安規定違反の撲滅など、具体的な達成指標を織り込んだ品質目標・業務目標に対して、積極的に取り組んでいる状況が観察された。

(3) トップマネジメントによる品質保証の徹底 (マネジメントレビュー)

事業部長レビューおよびマネジメントレビューにおいては、関連資料、および事業部長ならびに社長からの指示事項をとりまとめ、確実にフォローする体制が確立している。当該活動に特段問題となる事象は観察されない。

(4) トラブル／不適合事象の再発防止対策(是正処置および予防処置)の取組み状況

トラブルや不適合低減についての取組みがいずれの部署において着実に実施されている。不適合事象の発生を受け、不適合処理票の起票、不適合処理、是正処置、および有効性の評価に至る活動が的確に実施されていることを確認した。

今回の監査において、ヒューマンエラーの発生件数が管理目標値を大幅に上回ったことから、新たなヒューマンエラー発生防止対策が検討されていることを確認した。

また、発生した不適合事象は、速やかに事象管理システムに登録され、その情報が再処理事業部内の各部署に周知される仕組みが構築されている。

(5) 内部監査の実施状況

内部監査活動は、年度監査計画の策定から事業部各部署に対する監査活動を経て、報告書の作成、気付き事項の提示、およびそのフォロー活動全般につき、有効な監査活動が実施されていると判断する。

今後、調達先監査に際しては、発注部署による現場主体の監査実施の方針が示されたのを受け、再処理事業部各部からの選出監査員に対する教育等が重要になるものと考える。

(6) 前回までの監査結果(提言事項等)のフォローアップ状況

前回の監査時に提起した1件の提言事項に対する対応状況を確認した結果、適切なフォロー活動が立案・実行されていることを確認した。

(7) その他(教育・訓練等)

時間の許す範囲において、複数の部署に対して教育・訓練ならびに力量管理活動を聴取した結果、概ね必要な教育・訓練が計画・実行されており、力量評価も適切であることを確認した。特に問題となる事象は観察されなかった。

8. 終わりに

再処理事業部における諸活動について、7つの注力事項を中心に監査を行った結果、それぞれの個別所見で述べたとおり、決められたことがほぼ的確に実施されており、PDCAサイクルを回す中で継続的な改善が行われている状況から、全体としてはJNFL 殿の様々な標準類に基づいた品質保証システムは適切に運用されていると見受けられる。

一方、再処理事業部においては、先の保安検査において指摘事項を受けたことに加え、今回監査において提起された提言事項に改善が必要なものが含まれている。具体的には、不適合進捗管理表や内部監査員リストが最新あるいは実態のある状態になっていない例や、記載すべき品質目標管理表の実施項目が具体的になっていない例などが挙げられる。

今回の監査において提起した提言事項は、品質保証システムに重大な影響を及ぼすものではないが、今後の活動を見据えた際には再処理事業部の品質保証システムの運用状況についての再検証が有益であると思われる。

今回の提言事項が提起された大きな要因としては、部署によっては新規制基準の適合審査対応に集中するあまり、細かいところまで目が行き届かないとの背景もあるが、本来、品質保証システムの運用は業務負荷の量に関係なく、一貫して守らなければならないものである。

些細なことであっても基本に忠実に、そしてひとつひとつを地道に積み上げる風土こそが品質保証システムの原点と言える。これを言い続けることができるのは、それぞれの職場の管理職であり、また、その職場の核になる先輩諸氏と言っても過言ではない。これらの方々は、品質保証システムの着実な遵守の必要性を後進の社員の方々に率先して説き続ける役割を担っていることを肝に銘じて頂くと共に、再処理事業部全体に対する品質意識の尚一層の浸透を期待するものである。

なお、すべての被監査部門の監査結果を踏まえた総合所見は、全体総括編（W04450833 号-0）に記載するので、参照していただきたい。

以上

添付 1

2016 年度 第 1 回定期監査結果

(再処理事業部)

被監査組織ごとの監査結果を記載した。サブタイトルに付した()内の番号は、本文 2.2 項の表 1 の番号に対応している。

2016年度 第1回定期監査 部門別 監査結果（「再処理事業部」No.1）

被監査部門	品質保証部 品質保証課	
監査実施日	2016年 8月 2日	N
(1) 「改善策」を反映した日常業務が風化・形骸化せず、実践・実行されている状況		(参照文書・記録等)
◆品質保証連絡会が1回／月の頻度で開催されている（文書①）。本連絡会では、品質保証活動、不適合情報等が議題として取り上げられており、再処理事業部と協力会社間での情報共有に資する有益な活動が継続している。		
(2) 再処理事業部の保安活動が継続的に改善されている状況		
◆第3回保安検査において、特別採用の判断に当たって適切な決裁者により判断する仕組みの構築を図るようにとの気付き事項を受け、不適合事象に係る判断を明確にするためのフロー図が作成され、その内容を含む文書②に改訂されていることを確認した。		
(3) トップマネジメントによる品質保証の徹底		
◆品質保証課は、事業部長レビューの事務局として関連資料類、及び事業部長からの指示事項等を取りまとめ、確実にフォローする体制が確立している（文書③）。事業部長レビューでの活発な議論を経て、そのアウトプットがマネジメントレビューにおいて報告されている。マネジメントレビューでの社長からの指示事項も確実にフォローされている（文書④）。当該活動に対して問題となる事象は観察されない。		
(4) トラブル／不適合事象の再発防止対策の取組み状況		
◆事象管理システムに登録された事象等の不適合の可否を含む処理状況等の速やかな周知を目指したCORAP会議が有効に機能している（文書⑤）。発生事象は、事象管理システムにとりまとめられ、再処理事業部メンバーにその情報が周知されている。		
◆不適合事象については、文書⑥に取りまとめられ、各不適合の発生から完了までの一連の活動が詳細に管理されていることを確認した。本件に関して添付2(提言事項-1)を参照されたい。		
◆ヒューマンエラーの発生件数が管理目標値を大幅に上回ったことから、各課にヒューマンエラー発生防止対策の提言を依頼した。その内容を取りまとめ、2項目の追加活動の提言を行っている（文書⑦）。		
(6) 前回までの監査結果のフォローアップ		
◆従来、事業部の品質目標を各部署の品質目標に展開する際に達成指標の記載内容の整合が図られていなかったことから、事業部としての品質目標と各部署の品質目標を統一し、内容判断・具体的方策において、各部署独自の展開を図る改善が行われていることを確認した（文書⑧）。適切なフォローアップ活動が実施されたものと判断する。		
(第三者監査所見)		
品質保証課は、再処理事業部の品質保証活動全般に精力的に対応している。全体を通じて、風化・形骸化の兆候は観察されず、良好な状態が維持・継続している。		

2016年度 第1回定期監査 部門別 監査結果（「再処理事業部」No.2）

被監査部門	ガラス固化施設部 ガラス固化課
監査実施日	2016年 8月 2日
(1) 「改善策」を反映した日常業務が風化・形骸化せず、実践・実行されている状況	(参照文書・記録等)
<p>◆事業の確実な推進活動（文書①）として、操業への円滑な移行を狙いとした技術的懸案事項を解決すべく、中長期業務計画の作成がテーマとして取り上げられているが、操業（試験運転）計画の一貫としてDBP 対策検討やK2MOC 試験計画の立案などが盛り込まれた「計画書」（文書②）が目標期限内にとりまとめられている。</p> <p>◆上記プランについては、とりまとめ担当の計画G宛てに発信されていることが「連絡表」（文書③）により明らかであり、ガラス固化課として承認されたものであることが推察できるが、文書管理の観点で改善の余地がある。添付2(提言事項-2)を参照されたい。</p>	
(2) 再処理事業部の保安活動が継続的に改善されている状況	
<p>◆本格点検／簡易点検などを網羅した「計画書」（文書④）によって設備保全に係る全体像が明確になっている。当年度分に対しては「実施計画書」（文書⑤）で工事体制、作業・チェック項目、作業工程などが明確にされ、ガラス固化課が承認した設備メーカ作成の「要領書」（文書⑥）に基づいた保修・点検が行われ、その結果が「報告書」（文書⑦）としてまとめられている。</p> <p>◆文書⑦に対しては、保修・点検結果に対するガラス固化課としての評価が行われ（文書⑧）、一連の作業が完結している状況が読み取れる。ガラス固化設備に対する計画的な保修・点検により、操業に向けた備えが継続的に行われていることを確認した。</p>	
(4) トラブル/不適合事象の再発防止対策の取組み状況	
<p>◆「進捗管理表」（文書⑨）により、4件の不適合について処理過程であることが容易に判別でき、同管理表の運用は適切である。</p> <p>◆個々には「処理票」（文書⑩）などが起票され、推定原因／各課レベル判断の理由を明らかになっており、処理方法の決定に至るプロセスが明確になっている。不適合に対する取組みに特段の不具合事象は観察されない。</p>	
(6) 前回までの監査結果のフォローアップ状況	
<p>◆前回監査時点で、予防処置計画立案から1年半進捗が見られなかった2件の「処理票」（文書⑪）については、本年2月16日に予防処置が完了していることを確認した。</p> <p>◆「進捗管理表」（文書⑫）においては、予防処置が完了した上記の2件が削除され、新たに処理途上の1件が登録されている状況より、同管理表についても適切に運用されていると見受けられる。</p>	
(第三者監査所見)	
來たる操業に向けての課題に対する取り組みを行いつつ、ガラス固化に係る各種設備の日常的な保全活動が地道に展開されている状況から、全般的に見て懸念する事象は観察されず、良好な状態と言える。	

2016年度 第1回定期監査 部門別 監査結果（「再処理事業部」No. 3）

被監査部門	安全管理部 保安監査課
監査実施日	2016年 8月 2日
	N
(1) 「改善策」を反映した日常業務が風化・形骸化せず、実践・実行されている状況	(参照文書・記録等)
(2) 事業部の保安活動が継続的に改善されている状況	
(5) 内部監査の実施状況	
<p>◆内部監査の活動を律する文書①および文書②が改訂されている。これは、品質保証課が推進する文書のスリム化に係る活動の一環であり、要領には要求事項を、細則には具体的活動内容を記載するとの方針の基に策定されたものである。</p> <p>◆保安監査課が作成し、事業部長承認された2015年度監査計画書の初版(文書③)から改正4版(文書④)までを閲覧した。本改正の主な要点は、調達先監査対象会社の選定基準を明確にしたものである。該当する調達先は文書⑤に取りまとめられ、5年で一巡の周期での監査が計画されている。</p> <p>◆2015年度の内部監査の実施例として、放射線管理部(放射線管理課、放射線安全課、放射線施設課、環境管理課)に対する監査活動をサンプリングし、その活動内容を観察した。文書⑥の発行、事前の監査チームによる監査の狙い目の検討(文書⑦)、および文書⑧の発行等の事前活動が適切に実施されている状況を確認した。</p> <p>監査の結果、指摘事項等を含む文書⑨が放射線管理課に対して提示されている。文書⑨中の指摘事項に対しては、文書⑩による発生原因から是正処置までの回答が行われると共に、是正処置が実行されている。保安監査課では、これらのは是正処置の適切性をレビューするとともに、処置が確実に実施されたことを確認している。</p> <p>◆調達先監査に際しては、監査の実施に先立って、文書⑪が送付されると共に、内部監査と同様の監査準備および監査実施プロセスを経て、監査が的確に実施されている。</p> <p>◆年度の四半期毎に文書⑫が作成され、事業部長まで報告されている。この中では、指摘事項・要望事項の件数の推移や内容分析が行われている。また、指摘事項については、文書⑬による確実な処置実施に係る把握が行われるなど、きめ細かい活動が継続している。</p> <p>◆第4回マネジメントレビューにおいて、調達先監査に係る改善に向けた取組みとして、発注部署で実施する現場主体の監査(第2者監査)を実施するための仕組み構築の必要性が指摘された。これを受け、再処理事業部各部から1名以上の監査員の登録要求に対応し監査員リストに選出監査員が登録されている(文書⑭)。今後、当該選出監査員に対する教育が保安監査課により実施される計画である。なお、本件に関連し、添付2(提言事項-3&4)を参照されたい。</p>	
(第三者監査所見)	
保安監査課の主要業務である内部監査および調達先監査活動は、事前準備から監査報告書の作成ならびに指摘事項等のフォローアップに至るまでの的確に実践・実行されている。有益な内部監査活動が継続していると判断する。	

2016年度 第1回定期監査 部門別 監査結果（「再処理事業部」No.4）

被監査部門	設備保全部 電気保全課
監査実施日	2016年 8月 3日
(1) 「改善策」を反映した日常業務が風化・形骸化せず、実践・実行されている状況	(参照文書・記録等)
<p>◆ヒューマンエラー前年度発生件数の半減活動においては、日々の修復作業における「リスク評価」（文書①）が行われているが、同リスク評価結果については、2名の上司によるチェック機能を働かせており、危険源の低減に向けた強い取組み姿勢が読み取れる。但し、添付2（提言事項-5）を参照されたい。</p> <p>◆作業前のTBM参画や、現場でやってはいけない「べからず集」（文書②）をまとめて周知徹底（文書③）するなど、ヒューマンエラーの未然防止活動が計画に基づいて実施されており、現時点で電気保全課に起因するヒューマンエラーは発生していない。</p>	
(2) 再処理事業部の保安活動が継続的に改善されている状況	
<p>◆2016年度修復実施計画に基づき、簡易点検及び本格点検の区別を明確にした「点検計画表」（文書④）が設備毎にまとめられている。</p> <p>◆個々の点検は、電気保全課が承認した設備メカ作成の「要領書」（文書⑤）に基づいて実施され、点検項目と良否判断結果を網羅したチェックシート及び検査記録などに集約され、「報告書」（文書⑥）としてまとめられている。</p> <p>◆電気保全課は「作業報告書」に対する良否判定を行い、その結果が「点検結果報告書」（文書⑦）で明らかになっており、一連の点検作業が完結したことが明確である。</p>	
(4) トラブル/不適合事象の再発防止対策の取組み状況	
<p>◆電気保全課に起因する不適合については、「進捗管理表」（文書⑧）によって処理の進捗が分かるよう管理されている。</p> <p>◆「同管理表（レベルD）」において、「G1 設備ケーブルピットカバー腐食（事象番号 E01239）」については2015年7月10日に登録され、処置については既に完了したことを聴取したが、同管理表の記載内容から現時点においても不適合処理票上は完結していないと見受けられるので、速やかな帳票上の処理が望まれる。</p>	
＜現場監査＞	
AA建屋内の清澄機セルAポンプ保守室において、消火器（AA-A200）の点検作業を監査した。	
<p>◆作業に係る「体制表」（文書⑨）が完備されており、点検作業を実施した2名は同体制表に記載されていた。</p> <p>◆当日の作業に対しては「作業予定表兼日報」（文書⑩）が発行されており、これに基づいて具体的な作業に展開されていた。</p> <p>◆作業の開始に先立って危険予知活動（文書⑪）が行われており、点検作業は安全が確保された環境下で行われていた。</p> <p>◆作業内容及び確認ポイントは「チェックシート」（文書⑫）で明確にしており、点検結果が記録（文書⑬）として残され、点検済証（文書⑭）により点検が終了し、設備として適切な状態にあることの識別がなされていた。結果として、当該消火器に対する法令点検作業が正しく、整齊と行われたことを確認した。</p>	
(第三者監査所見)	
電気保全課においては、品質目標で取り上げた課題を初め、日常的な電気設備の点検整備が計画的に実施されている状況より、改めての懸念するものは見当たらず、良好な状態と言える。	

2016年度 第1回定期監査 部門別 監査結果（「再処理事業部」No.5）

被監査部門	運営管理部 技術課	
監査実施日	2016年 8月 3日	N
(1) 「改善策」を反映した日常業務が風化・形骸化せず、実践・実行されている状況	(参照文書・記録等)	
<p>◆技術課は、6月30日の組織改正により新たに発足した組織であり、その担当業務は文書①に規定されている。</p> <p>◆技術課の品質目標に挙げられた主な日常業務として、再処理事業部・廃棄物管理施設に関する技術的事項の総括が挙げられる。</p> <p>原子力規制委員会より発出された「不適切なケーブル敷設」に係る対応指示を受け、それを実施するための文書②が策定されると共に、対応体制が確立された。調査に際しては、各担当部署への依頼が行われた後、各部署からの報告を取りまとめ、原子力規制委員会に文書③が報告されていることを確認した。</p> <p>◆技術課にとって原子力規制庁との間での技術的事項への対応も重要な業務の一つである。原子力規制庁からのコメント・要望事項等は文書④に取りまとめられ、再処理事業部としての対応方針および対応状況等がきめ細かく管理されている状況を確認した。</p> <p>一例として、海外再処理工場の蒸発缶腐食に関連し、原子力規制庁から再処理事業部施設の状況についての調査依頼を受け、担当部署にその旨の調査を依頼するとともに、その調査結果を文書⑤として原子力規制庁に回答している。</p>		
(2) 事業部の保安活動が継続的に改善されている状況		
<p>◆6月30日の組織改正に伴い、文書⑥により技術課が担う新規制基準対応業務は工程管理および全体総括、基本設計に係る業務であることが明確となった。</p> <p>◆新規制基準対応に係る設計および工事の実施に際して、適正なコスト管理や工事スケジュール管理が重要との観点から様々な新規制基準の要求事項を充足させるための工事や予算措置が計画・立案されている（文書⑦）。</p>		
(4) トラブル／不適合事象の再発防止対策の取組み状況		
<p>◆低レベル廃棄物処理建屋において不燃物廃棄袋における異臭および黒色痕の発生事象の水平展開の必要性がCORAP会議で決定されたのを受け、文書⑧を作成すると共に、同様事象の発生の有無に係る調査を関係部署に依頼している。また、今回の原因と考えられる使用済み乾電池およびバッテリーの廃棄に関する暫定運用方法（文書⑨）を通知している。その後、技術課は各部署からの報告を取りまとめ、文書⑩を作成し、工場長の承認が行われている。</p> <p>本件は、文書⑪に基づき、技術課が同様事象調査に主体的に関与したものであり、不適合事象の周知及び速やかな水平展開を目指すCORAP会合が有効に機能した事例と捉えることができる。</p>		
(第三者監査所見)		
技術課は、再処理事業部・廃棄物管理施設に関する技術的事項の総括、新規制基準に係る様々な技術的課題への対応および工程管理等に精力的に取組んでいる。再処理事業部の技術に係る中心的な部署としての活動が継続している。		

2016年度 第1回定期監査 部門別 監査結果（「再処理事業部」No. 6）

被監査部門	再処理計画部 計画G
監査実施日	2016年 8月 3日
(1) 「改善策」を反映した日常業務が風化・形骸化せず、実践・実行されている状況	(参照文書・記録等)
<p>◆ 「コンプライアンスの徹底および品質保証活動の推進」においては、計画G全員を対象として、今年度の「業務目標・品質目標」（文書①）に関する周知徹底（文書②）が行われ、また、保安規定改正版に係る教育（文書③、④）を実施するなど、コンプライアンスを含めた諸活動の底流にある基幹文書を基にした啓蒙活動が実施されている。但し、添付2（提言事項-6）を参照されたい。</p> <p>◆ 計画Gは、今年度第1回保安検査においてQMSの効果的な運用（QMSがきちんと回っているか）などについて説明対応（文書⑤）したが、その結果、旧品質保証室によるマネジメントレビューの運用に係るコメントが提起されたものの、計画Gに起因する法令、保安規定違反については発生しておらず、現時点においては目標が達成されている状況と言える。</p> <p>◆ 規制基準対応によって行われる構内工事において、通行車両の増大に伴う混乱を回避すべく活動が着手され、現時点で「新規制基準対応に伴う再処理構内予測の見通しについて」（文書⑥）がとりまとめられている。本テーマは、計画G固有、且つ、初めて手掛けたものであり、今後の活動の進展を期待する。</p>	
(2) 再処理事業部の保安活動が継続的に改善されている状況	
<p>◆ 計画Gは、再処理事業部における保安活動全体を俯瞰する立場で、関連資料のとりまとめを行っている。一例として、再処理事業の状況、適合審査の状況、UPZ/PAZ関連省令改正情報などを盛り込んだ資料（文書⑦）のとりまとめを行い、電力会社との各種委員会などに供出している。本資料については継続的に内容のアップデートを行っている。但し、添付2（提言事項-7）を参照されたい。</p>	
(4) トラブル/不適合事象の再発防止対策の取組み状況	
<p>◆ 計画Gに起因する不適合については、進捗管理表（文書⑧）により現時点で3件の事案が処理過程にある。なお、サンプリングした「部品交換等に関わる保安規定変更認可申請の取り下げ」については、「不適合処理票」など（文書⑨、⑩）が起票され、適宜、処理が進んでいることを確認した。</p>	
(第三者監査所見)	
改善提言として提起した事項を除き、業務目標・品質目標達成活動など、日常業務における各種の活動においては、再処理事業部の計画部門としての役割が果たされていると見受けられ、全般的には良好な状態と言える。	

2016年度 第1回定期監査 部門別 監査結果（「再処理事業部」No.7）

被監査部門	土木建築部 土木建築技術課	
監査実施日	2016年 8月 4日	N
(1) 「改善策」を反映した日常業務が風化・形骸化せず、実践・実行されている状況		(参照文書・記録等)
<p>◆土木建築技術課の現時点での主業務は、新增設に係る活動は限定的であるため、「新規制基準対応に関する諸業務」、および「予算関連業務」である。当該活動は、課の品質目標として文書①に掲げられており、進捗状況が確実に管理されている。但し、添付2(提言事項-8)を参照されたい。</p> <p>◆新規制基準への適合に向けて対応が必要な案件が文書②に取りまとめられている。文書②中にて関連条項番号、案件達成のための必要予算、実施時期等が記載され、当該活動が確実に管理されていることを確認した。</p> <p>◆土木建築技術課は、原子力規制庁との土木・建築に係る技術課題へのヒアリングにも対応している。前回ヒアリング時のコメント事項への回答が準備され、次回ヒアリングでフォローされる仕組みが定着している(文書③)。</p> <p>◆各建屋等に対する耐震評価に際して、設工認図書エビデンスチェックとして協力会社員のチェックが行われた後、土木建築技術課のメンバーによるダブルチェックが行われているエビデンス(文書④)を確認した。各建屋および耐震クラス別の評価活動の進捗状況は、文書⑤により確実に管理されている。</p> <p>◆土木建築技術課は土木建築部の筆頭課として、予算に係る業務も担当している。毎月、土木建築部内の5課から業務内容や予算執行状況等の業務進捗状況に関する報告を文書⑥として取りまとめ、報告している。</p> <p>◆新規制基準に係る業務負荷の影響を受け、関係者の長時間労働による健康面および精神面に対する悪影響の発生が危惧される。このため、負荷の高い業務の洗い出しを行うと共に、効率化可能な業務の選定とその方策を取りまとめ、関係者に当該情報を通知している(文書⑦)。</p>		
(2) 事業部の保安活動が継続的に改善されている状況		
<p>◆原子力規制庁が公開している情報等に関連した連絡会において、再処理事業部にとって有益を考えられる情報の検索・レビューに携わっている(文書⑧)。一例として、耐震計算に採用されるコンピュータソフトの適用の可否やコンクリート強度バラつきに対する新たな計算手法の検討など、業務改善に資する活動が推進されている。</p>		
(4) トラブル／不適合事象の再発防止対策の取組み状況		
<p>◆社外で発生した「不適切なケーブル敷設」に関連したトラブルの水平展開として運営管理部からの調査依頼を受け、関連する施設においては同様の事象については該当がない旨の文書⑨を回答している。</p> <p>◆2015年度においては、3件の不適合が発生している。いずれもレベルDの事象であるが、不適合処置が適切に実施されていることを確認した(文書⑩)。また、安全推進協議会において当該事象の周知が行われていることを確認した(文書⑪)。</p>		
(第三者監査所見)		
土木建築技術課は、土木建築部の筆頭課として品質目標に掲げられている新增設、新規制基準、および予算・工程に係る業務に着実に取組んでおり、風化・形骸化の兆候は観察されない。当課の活動全般において、特段問題となる事象は観察されない。		

添付 2

監査における 提言事項

提言事項は、より優れた運用を期待して参考的に提起するものである。採否については、被監査者に一任される。

提言事項

1	不適合処理等進捗管理表中の完了予定日の定期的な見直し
関連部門	品質保証部 品質保証課
不適合事象は、不適合処理等進捗管理表に取りまとめられ、進捗管理が行われている状況を確認したが、完了予定日に過去の日時が記載されたまま、未完了となっているものが散見された。本件については、品質保証課において認識されており、既に検討が行われていることであるが、速やかに定期的な完了予定日の見直しの実施等を考慮した管理表の修正が望まれる。	
2	アクションプランの文書管理
関連部門	ガラス固化施設部 ガラス固化課
アクションプランそのものについては、ガラス固化課として承認されたものであることが読み取れず、また、発行（作成）日が不明である。文書管理の観点でこれらを明確にすることが望まれる。	
3	監査員リスト中の「監査員実習者」の取扱い
関連部門	安全管理部 保安監査課
保安監査課では、最新の監査員リストを定期的に作成しており、直近では、現場主体の監査実施に向け、再処理事業部各部から1名以上の監査員登録を行ったリストが作成されている。一方、本リスト中には、現在、実質的に機能していない「監査員実習者」が併せて記載されていることから、リストからの削除を検討することが望まれる。	
4	監査員に対する監査力量の確実な把握
関連部門	安全管理部 保安監査課
監査員の選定に際しては、業務経験及び教育実績より監査員の要件に該当するものが監査員として登録される仕組みが確立している。一方、監査力量は実際の監査活動を通じて身につくものであり、資格要件とは別個のものである。そのため、登録された監査員の実際の監査力量を把握する仕組み作りが望まれる。	
5	リスク評価表兼安全確認チェックリストのダブルチェック
関連部門	設備保全部 電気保全課
作業現場での安全を確保すべく「リスク評価表兼安全確認チェックリスト」が運用されており、担当者が作成した同評価表に対して2名の上位者によるダブルチェックが行われている。その内の1名については「安全確認チェックリスト」に基づくチェック結果が明確に読み取れるが、もう1名のチェック者による確認ポイント及びその結果が明確ではないため、何らかのやり方でそれらが分かるようにすることが望まれる。	

6	品質目標に係る計画内容の明確化
関連部門	再処理計画部 計画G
品質目標に対しては、達成指標に到達すべき「実施計画（内容・具体的方策）」を記述するようになっているが、「コンプライアンスの徹底および品質保証活動の推進（法令、保安規定違反0件）」については、取り組みの考え方などが記載されているものの、具体的な実施事項が記載されていない。具体的な実施事項が容易に分かるような記載が望まれる。	

7	社外委員会資料のチェック
関連部門	再処理計画部 計画G
「六ヶ所原子力燃料サイクル事業の状況」については、担当者がまとめた資料だが、とりまとめ担当以外のチェックを受けていることが確認できない。社外の委員会などに公開される資料については、例えば機密保持の観点でのチェック機能を取り入れるなど、一定の管理の下で完成させることが望まれる。	

8	品質目標に係る計画内容の明確化
関連部門	土木建築部 土木建築技術課
品質目標に対しては、達成指標に到達すべく「実施計画（内容・具体的方策）」を記述するようになっているが、「品質目標（管理項目）：自律的経営の確立」における「実施計画（内容・具体的方策）」欄の記載が『各業務計画の業務遂行におけるリスク検討、管理を行う。』との記載であり、取り組みの考え方などが記載されているものの、具体的な実施事項が記載されていない。活動内容が容易に分かるような記載にすることが望まれる。	

添付 3

2016 年度 第 1 回第三者定期監査出席者(再処理事業部)

月	日	曜 日	時刻		時間	被監査 部門	被監査部署	出席者	実施 場所
			自	至					
8	2	火	9:35	9:55	0:20	再処理 事業部	全被監査部署	7A 会議室	
			10:00	11:35	1:35		品質保証課		
			13:30	15:00	1:30		ガラス固化課		
			15:20	16:50	1:30		保安監査課		
3	3	水	9:30	11:40	2:10		電気保全課		
			13:30	14:50	1:20		技術課		

	3	水	15:20	16:50	1:30		計画G		
	4	木	9:30	11:00	1:30		土木建築技術課		
8						再処理 事業部			
	5	金	13:30	14:10	0:40		全被監査部署		
								7A 会議室	
								7A・7B 会議室	